

岡垣町公式 Instagram 運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡垣町（以下「町」という。）がソーシャルメディアを通じた情報伝達の充実を図るために開設する岡垣町公式 Instagram（以下「公式Instagram」という。）を情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram Meta Platforms, Inc. が提供する無料の写真共有ソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、不特定多数の利用者と写真や短時間動画を共有するサービスをいう。
- (2) 公式Instagram 町が設置・運用するためのInstagramをいう。
- (3) アカウント Instagramを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 Instagramの利用者をいう。
- (5) コメント 他のユーザーのInstagramに投稿するための意見をいう。

(運営等)

第3条 公式Instagramの運営主体は町とし、運用管理は、おかがきPR課が行うものとする。

2 アカウント名は、「okagaki_official」とする。

(運営主体及び発信内容等の明示)

第4条 運営主体、発信する内容等については、公式Instagramのプロフィール欄に明示する。

(情報発信)

第5条 公式Instagramを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、おかがきPR課広報広聴係が行う。ただし、町長が必要と認めるとき

は、この限りでない。

2 情報発信の原則は、次のとおりとする。

- (1) 町職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を遵守すること。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意すること。
- (4) 発信する情報は、正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意すること。
- (5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しないこと。

3 町が公式インスタグラムで発信する内容は、次のとおりとする。

- (1) 町の魅力的な景色や物、行事
- (2) 他ユーザーによる町に関係する投稿の再投稿
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの
(利用者の遵守事項)

第 6 条 利用者は、公式インスタグラムに対し、次のコメントを行ってはならないものとする。

- (1) 町が投稿した内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (6) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
- (8) 町又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10) 町を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (11) 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
- (12) 有害なプログラム
- (13) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (14) 公式インスタグラムに対しハッキング等の不正行為によりアクセスす

る行為及びアカウントの全部又は一部を監視若しくは複製する行為

(15) インスタグラムの利用規約に反すると思われるもの

(16) 前各号に掲げるもののほか、町が不適切と判断したものとこれらの内容を含むページ等へのリンク

2 町長は、投稿内容が前項各号いずれかに該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

(知的財産権の扱い)

第7条 利用者は、公式インスタグラムの利用に際して、公式インスタグラム上に掲載し、又は町に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償で町に譲渡し、町による当該情報及び内容等の利用に関して、著作人格権を行使しないものとする。

2 利用者が投稿した情報を公式インスタグラムに再投稿する場合、町は、当該利用者が現著作権者であることを確認し、利用及び改変等の許諾を得るものとする。この場合において、当該情報にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、再投稿されたことをもって、当該利用者は、町に対し著作人格権を行使しないものとする。

3 利用者は、公式インスタグラムを通じて入手したあらゆる情報、内容等について、個人的な使用又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等をしてはならない。

4 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、公式インスタグラムにおける情報及び内容等を無断で利用してはならない。

(免責事項)

第8条 町は、公式インスタグラムを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生した場合においても、町の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

2 この要綱は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(管轄裁判所)

第9条 公式インスタグラムの利用及びこの要綱に伴う紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公式インスタグラムの運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。